

【別紙1】 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

(1) 共通事項

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
提供した情報	入札説明書等の記載内容の誤り及び変更等に関するもの	○	
契約締結	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	※1	※1
	上記以外の市の事由による契約締結の遅延・中止	○	
	P F I 事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○
応募費用	応募費用に関するもの		○
政治・行政	本事業に直接的影響を及ぼす市に関わる政策の変更・中断・中止	○	
法制度	事業に直接関係する根拠法令変更、新たな規制法の成立	○	
	上記以外の法令の変更		○
許認可	P F I 事業者の必要な許認可の取得が遅延または取得できなかった場合		○
	市の事由による P F I 事業者の許認可取得遅延	○	
税制度変更	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	○	
	法人の利益や運営に係る税制の新設・変更		○
	建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの（市への所有権移転前）		○
	事業に直接影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	
住民対応	上記以外の法人税の新設・変更に関するもの		○
	施設の設置そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
第三者賠償	上記以外のもの（調査・建設・工事に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの）		○
	市の帰責事由による事業期間中の事故によるもの	○	
環境問題	P F I 事業者の帰責事由による事業期間中の事故によるもの		○
	P F I 事業者の業務（設計・建設・維持管理等）に起因する環境問題の発生等によるもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、疫病その他公共または P F I 事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象をいう。）による損害	※2	※2
事業の中止・延期・遅延	市の帰責事由による事業の中止・延期・遅延によるもの	○	
	P F I 事業者の帰責事由による事業の中止・延期・遅延（事業放棄・破綻等）によるもの		○

※1 市議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合、それまでにかかった費用は、それぞれの負担とする。

※2 一定割合等に対応するものについては事業者負担、それ以外は市の負担とすることを想定している。

(2) 設計・建設段階

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
計画・設計	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		P F I事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
		地中障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	
	設計変更	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		P F I事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	設計遅延	市の帰責事由による設計工期の遅延によるもの	○	
P F I事業者の帰責事由による設計工期の遅延によるもの			○	
要求水準未達	要求水準で定める水準が確保できていない場合に生じる追加費用等の損害		○	
建設	用地の確保	建設予定地の確保に関するもの	○	
		事業用地以外で事業に必要な、進入路や資材置き場等の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	市が事前に提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するもの		○
		上記以外の予測できない用地の瑕疵に関するもの	※3	※3
	工事遅延	市の帰責事由によるもの	○	
		埋蔵文化財、土壌汚染、地下埋設物などの予見できない事由によるもの	※3	※3
		P F I事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	市の帰責事由によるもの	○	
		P F I事業者の帰責事由によるもの		○
	技術革新	技術革新に伴い、運用開始までに施設・整備内容の変更が必要となる場合	※4	※4
	要求水準未達	施設完成後に市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良分が発見された場合の修復費用		○
		指令センターの引継ぎに際し、指令センターが停止、または不具合が生じ、費用が発生した場合		○
物価変動	施設整備費に相当する部分の変動費用	※5	※5	

※3 P F I事業者が施設建設のために必要な地質調査等の事前調査を行った結果、土地の瑕疵が発見された場合、市は、当該瑕疵の除去修復に起因してP F I事業者が発生した合理的な追加費用を負担する。ただし、P F I事業者による事前調査の不備、誤りがあり、かつ、そのために土地の瑕疵を発見することができなかつた場合は、P F I事業者が負担するものとする。

※4 内容に応じ、合理的な範囲を勘案して協議により市または事業者が負担することを想定している。

※5 物価変動に伴うサービス購入料の改定については、事業契約書（案）において示す予定である。

(3) 維持管理段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
供用開始の遅延	市の帰責事由によるもの	○	
	P F I 事業者の帰責事由によるもの		○
維持管理費の変動	市の帰責事由による維持管理費（修繕更新を含む）の増大	○	
	上記以外の要因による維持管理費（修繕更新を含む）の増大		○
施設等の損傷	P F I 事業者が適切な保守業務を実施しなかったことに起因する施設等の損傷		○
	市の帰責事由により施設等が損傷した場合	○	
	公共、民間のどちらの責めにもよらない事故、火災などの要因により施設等が損傷した場合	※ 6	※ 6
修繕	事業期間中に必要となる修繕費の負担		○
技術革新	技術革新に伴い、維持管理業務の内容が変更される場合	※ 6	※ 6
	事業期間中に、公共側の要求により、新たな機能追加の必要が生じた場合	○	
要求水準未達	P F I 事業者の行う業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しないことによるもの		○
情報漏洩	市の帰責事由によるもの	○	
	P F I 事業者の帰責事由によるもの		○
物価変動	維持管理等に相当する部分の変動費用	※ 7	※ 7

※ 6 内容に応じ、合理的な範囲を勘案して協議により市または事業者が負担することを想定している。

※ 7 物価変動に伴うサービス購入料の改定については、事業契約書（案）において示す予定である。